

県への提言

* * *

第1号議案

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

~~新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。~~

~~これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます県と各市が様々な分野で強力に結束し、対応を図ることが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。~~

(説明)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを踏まえ、1号議案としてまとめた「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言」について、以下のとおり提言内容ごとに関連する議案に再編することとしたい(事務局)

1. 医療提供体制の確保について〔継続5回〕

⇒ 第3号議案「地域医療保健の充実強化に関する提言」へ再編

2. 検査体制等の強化について〔継続5回〕

⇒ 第3号議案「地域医療保健の充実強化に関する提言」へ再編

3. 感染者発生状況公表の見直しについて〔継続1回〕

長崎県において行う県内保健所管内における新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況公表において、現在、「性別」・「検査経緯等」・「年代」の情報については市町別内訳が出されておらず、県内保健所設置市や他県が行うものと比較しても不足していることからこれらの公表を行うこと。

そのうち、少なくとも「年代」の情報については、各市において感染状況に適した対応策を講じるために非常に重要な情報ともなることから、感染拡大防止の観点から早急に公表すること。

(説明)

- ・提案しない(大村市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、壱岐市、西海市、雲仙市)
提案当時は他県や県内(長崎市、佐世保市)と比較して県立保健所が開示する情報に差があったが、現状は国の方針を踏まえ、他県や県内にも情報量に大きな差異が見られないため提案しない(大村市)

4. 地方財源の確保について〔継続 5 回〕

⇒ 第 1 号議案「都市財政の拡充強化に関する提言」へ再編

~~（3）今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税をはじめとする令和 2 年度に追加された減収補てん債の対象税目について対象とするよう国に働きかけること。~~

（説明）

- ・ 提言しない（長崎市、諫早市、大村市）
- ・ 令和 2 年度に追加された減収補てん債の対象税目については、令和 3 年度から対象外となっていることや、コロナの地方消費税への影響は令和 5 年度は見込まれていないことから提言を行わないもの。（長崎市）

第21号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続5回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。(佐世保市)

(資料 21-1 参照)

(説明)

・令和5年度において改善が見られたため、今後においても引き続き現行の制度を維持するよう要望を行うもの。(佐世保市)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

~~特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇幅を評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は既定の負担調整措置を確実に実施すること。~~

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については令和4年度末の期限到来をもって終了されることとなった一方で、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が新たに創設されるが、そもそもこうした政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではないことから、現下の経済情勢を踏まえた対応であることに鑑み、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。(佐世保市)

(説明)

- ・今年度末期限の特例措置は終了したもの、新たな特例措置が創設されたことから、終期をもって確実に終了することを要望するもの。(佐世保市)

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和~~4~~5年度の地方財政計画について、~~地域社会~~のデジタル化の推進、及び~~公共施設の脱炭素化の取組等の推進や消防・防災力の一層の強化のための事業費脱炭素化の推進、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。~~

~~地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。~~

新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策はもとより、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業、~~デジタル化の推進~~など、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。(佐世保市)

(説明)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを踏まえ、(旧)1号議案としてまとめていた「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言」について、提言内容ごとに関連議案に再編することとしたい(事務局)

- ・令和5年度予算編成及び地方財政対策を踏まえた時点更新を含め、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策を含め、実情に沿った行政サービスを担うことができるよう、一般財源総額の確保を要望するもの（佐世保市）
- ・重複する内容を削除するもの（事務局）

~~② 地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和4年度の地方財政計画においては約1.8兆円となっている。~~

~~恒常的に生じている財源不足額への対応について~~地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。（佐世保市）

（説明）

- ・臨時財政対策債の発行額を制度開始以来の最低1.0兆円にまで抑制し、残高も大きく縮減している。さらに交付税特別会計借入金の償還前倒しや国税減額補正に係る後年度精算前倒しなど、地方財政の健全化も図られており、財源不足の対応について削除するもの（佐世保市）

③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特長性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正が行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

（3）国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などを行わないこと。

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔更新〕(佐世

保市、長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。(佐世保市)

(資料21-2 参照)

(説明)

・現在、浄化槽設置費用の4割程度が国庫基準額であり、国の交付金はその1/3にとどまっており、維持管理費に対する国の財政支援もないことから、設置者の経済的負担が大きく、整備が進んでいない状況である。本県は海に囲まれていることもあり、大村湾・有明海沿岸の市町を始め、各自治体においては、水質汚濁防止のためにも浄化槽設置の重要性は高まっており、とりわけ閉鎖性海域である大村湾の周辺市町においては、従来からのCODの削減に加え、赤潮などの原因となる窒素・リンの削減が必要であり、高度処理型浄化槽の導入を推進しなければならない。これらのことから現状の補助制度の維持・拡充を県から強く要請していただくよう提言するもの。

また、維持管理費に対する公的な助成を求めるとともに、県においては水環境の保全という大きな目的を担っていることから浄化槽設置整備事業における県補助額に対する補正係数の減額措置(0.9掛け)について復元するよう要望するもの(佐世保市)

3. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続4回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(資料 21-3 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

4. 廃棄物処理対策の強化について〔継続 6 回〕

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金

の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

(2) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品のリサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図るよう国に求めること。
- ② 家電リサイクル法で定められた対象品目（現家電4品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とするなど制度の改善を図るよう国に求めること。
- ③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築するよう国に求めること。

(3) 小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じるよう国に求めること。

(4) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕

組みの構築を国に求めること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。

5. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続4回〕

（1）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とするよう、国に働きかけること

（資料 21-4 参照）

（2）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

6. 治水事業に対する財政措置等について〔継続6回〕

（1）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

（2）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。

(資料 21-5 参照)

7. 地方バス路線維持対策について〔継続 1 回〕

(1) 補助要件の緩和について

平成 23 年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程 10 km 以上、収益率 20 分の 11 の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

(3) 交通不便地区におけるコミュニティバス等の運行に対する県の補助制度の創設について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスやコミュニティバス等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援の創設を行うこと。

(4) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様に J R 並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置の新設を国へ働きかけること。に要望すること。(雲仙市)

(説明)

- ・(4) と表現を統一するため修正するもの (雲仙市)

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの

維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の待遇処遇改善や大型二種免許の取得等運転手の確保、育成につながる新たな支援制度を構築すること。

(資料 21-6 参照)

(説明)

・(県の措置状況回答を受けて修正) 運転手不足の解消を目的とし処遇改善や免許取得などを提言したものであったが、県の回答は二種免許取得に関するもののみであり、処遇改善について言及なかったことから修正。また、現在のバス協会の免許取得助成については、要件等の制約により利用できていない交通事業者があることから、提言としては免許取得に関する文言は一定外しつつ、処遇改善、確保・育成の新たな支援制度の構築を提言するものとした。 (雲仙市)

8. 自然災害等対策事業に対する財源確保について〔継続 6 回〕

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響ないよう、要望どおりの事業費を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続した財源確保について、国へ働きかけること。

(資料 21-7 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

9. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続 6 回〕

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

県においては、社会資本整備総合交付金を活用した離島地域等交流促進基盤強化事業の終了に伴い、これに代わる制度新設の検討を行うこと。

また、旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に規定されている県計画に盛り込み、引き続き財源を確保すること。

さらに、対象地域に限らず他の離島航路についても、順次 J R 等本土交通機関を比較基準に見直しを進めるなど、財政支援拡充を図るとともに本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

（２）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも 30 年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、~~財政投融资を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度改正~~離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。（五島市）

（説明）

・改正離島振興法による内容を反映させるため新たに修正するもの（五島市）

（３）有事における離島航路の維持について

~~新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。~~

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも~~多大な影響を及ぼすことから、~~必要不可欠なものである。

~~以上の~~ことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維

持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。（五島市）

（資料 21-8 参照）

（説明）

・コロナ禍から利用者が回復傾向にあるため、状況の変化により修正するもの（五島市）

10. 離島航空路線の維持について〔継続 3 回〕

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成 30 年 10 月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急に実施すること。

~~また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。~~

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものである。~~ことから、~~今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。（壱岐市）

（資料 21-9 参照）

（説明）

・コロナ禍から利用者が回復傾向にあるため、状況の変化により修正するもの。（壱岐市）

11. 半島航路の維持・確保について〔継続 6 回〕

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

（４）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 21-10 参照)

12. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について〔継続4回〕

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。

なお、県から令和3年10月に単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う事業において、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額（いわゆる真水部分）に対し県費補助を行う通知が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増加し、市町に負担を転嫁することになることから、従来の支給方法による交付を継続すること。

その場合においても、単年度事業費で2億円を超える部分を県費補助の対象外としている取扱いを改めること。

また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができるよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。

さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。

13. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続2回〕

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震火災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保

を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同額とすること。

説明)

・県においては、国が補助対象とする住宅専用部分の共同施設整備費を補助対象から除外するなど、支援が縮小されたままとなっていることから、補助対象範囲についても要望に加えるもの（長崎市）
提言しない（諫早市）
・対象事業完了のため

14. 空き家対策への支援について〔継続 1 回〕

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第十五条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

15. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について【再掲】〔継続 6 回〕

平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

16. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について【再掲】〔継続 2 回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計

画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいと、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいと、さらなる補助単価の増額を行うこと。(長崎市)

(説明)

- ・学校施設躯体部分の増築が必要なエレベーター増設工事は、国の補助単価と実工事費との乖離が大きく、設置が進みにくい状況であることから追加するもの (長崎市)

17. ふるさと納税に係る返礼品について [継続 1 回]

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

18. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について [継続 5 回]

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること、及び情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。これらについて、国に対して働きかけること。

19. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について〔継続4回〕

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

20. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続4回〕

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各市においては、犯罪被害者等支援条例の制定や犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められているが、その取組みには自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

21. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続2回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカー

ボンシティ宣言を行った自治体が~~800500~~以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。（長崎市）

（説明）

・宣言を行った自治体数を反映したもの（令和4. 11. 30 時点）（長崎市）

（2）地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

（3）地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われ~~ることとなっ~~ているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

（説明）

・表現を修正するもの（長崎市）

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団 体 名	令和2年度	令和3年度
長 崎 市	40,792	49,308
佐 世 保 市	36,765	40,790
島 原 市	0	0
諫 早 市	33,740	43,204
大 村 市	19,814	21,177
平 戸 市	0	0
松 浦 市	0	0
対 馬 市	0	0
壱 岐 市	2,130	2,292
五 島 市	4,488	4,677
西 海 市	25,583	28,347
雲 仙 市	9,000	10,089
南 島 原 市	6,887	7,456
県内13市の合計	179,199	207,340

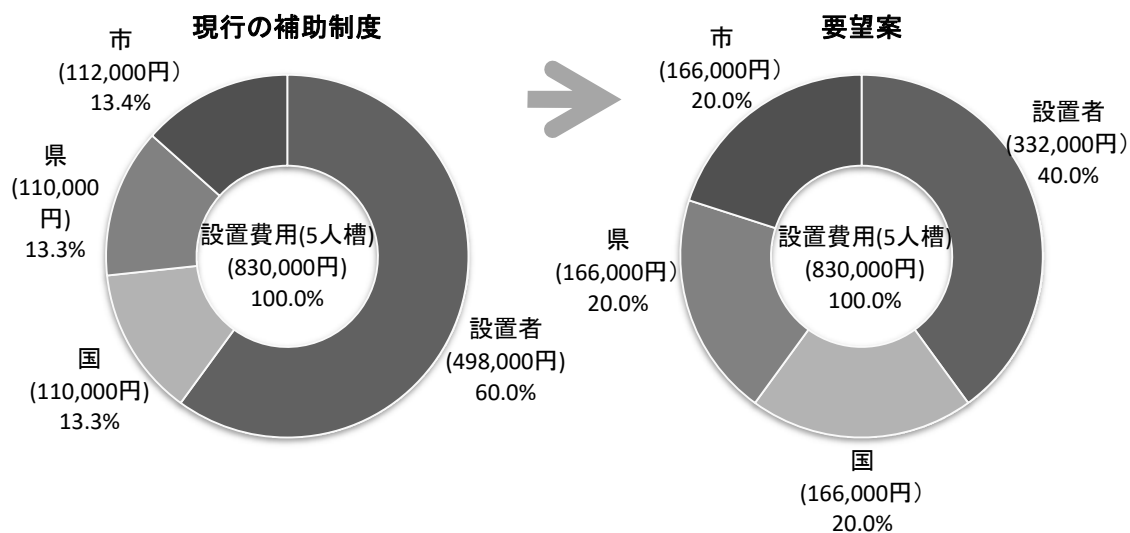
令和3年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市 名	浄化槽基数(R4.3.31現在)									令和3年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,771	2,437	334	459	306	153	3,230	2,743	487	23	8,836
佐世保市	13,168	9,866	3,302	1,986	1,041	945	15,154	10,907	4,247	255	111,995
島原市	6,353	5,557	796	1,148	924	224	7,501	6,481	1,020	155	57,824
諫早市	7,652	7,171	481	1,037	694	343	8,689	7,865	824	94	37,779
大村市	1,216	1,188	28	257	202	55	1,473	1,390	83	9	3,933
平戸市	3,592	2,950	642	653	396	257	4,245	3,346	899	91	40,093
松浦市	1,516	1,361	155	355	221	134	1,871	1,582	289	40	6,210
対馬市	1,971	1,774	197	317	100	217	2,288	1,874	414	41	25,497
壱岐市	2,497	2,362	135	346	265	81	2,843	2,627	216	79	50,307
五島市	8,588	7,031	1,557	955	429	526	9,543	7,460	2,083	272	111,922
西海市	2,387	2,304	83	750	610	140	3,137	2,914	223	34	13,644
雲仙市	3,367	3,075	292	544	387	157	3,911	3,462	449	114	21,864
南島原市	5,694	4,770	924	58	38	20	5,752	4,808	944	144	68,706
合 計	60,772	51,846	8,926	8,865	5,613	3,252	69,637	57,459	12,178	1,351	558,610

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額 (40% → 60%)

補助率 (補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R2年度)・・・年間約21,523円 水道局営業課業務係確認

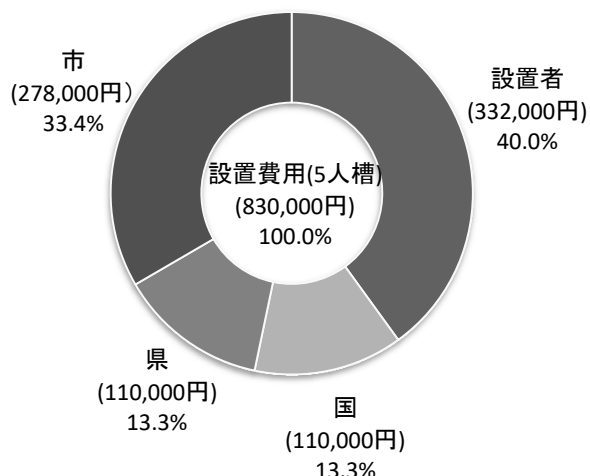
※維持管理費については、H22～R3年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

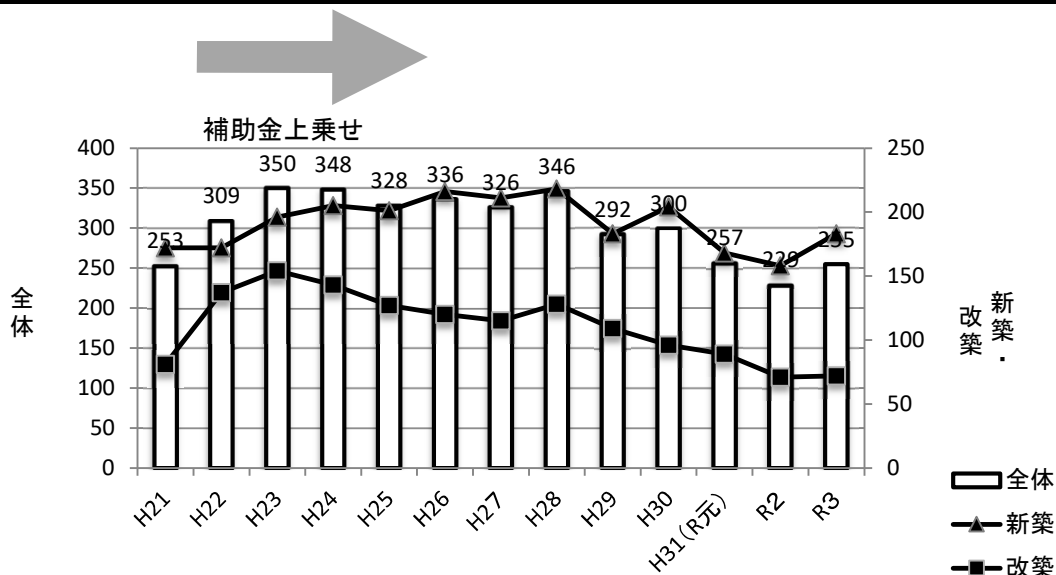
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	550	426	275	213
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183



公共下水道事業概要(R4.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	403,628	240,871	43,283	134,949	97,704	29,509	21,537	28,483	25,171	35,093	26,146	41,911	43,120
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	381,084	145,475	計画廃止	89,821	88,210	未着手	5,218	未着手	3,435	下水道計画廃止	3,285	13,916	5,679
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	370,867	134,339		76,763	86,573		3,947		1,952		2,266	9,142	3,600
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,933		201		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.4	60.4		66.6	90.3		24.2		13.6		12.6	33.2	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.3		85.5	98.1		75.6		56.8		69.0	65.7	63.4
(6) 総事業費(千円)(J)	342,245,723	130,591,570		102,330,313	80,034,698		8,567,591		6,629,173		8,567,009	22,112,224	13,753,132
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,546,999	49,934,000		33,501,037	29,094,376		3,555,008		2,926,807		3,865,073	9,506,939	5,885,683
イ 企業債(千円)	182,593,753	67,477,840		51,342,466	41,169,004		4,073,500		3,033,500		3,916,083	9,968,500	5,653,500
ウ 受益者負担金(千円)	4,272,801	3,777,029		4,986,413	2,676,868		120,475		88,298		73,537	153,507	172,513
エ その他(千円)	42,832,170	9,402,701		12,500,397	7,094,450		818,608		580,568		712,316	2,483,278	2,041,436
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	200,775,706	84,678,072		71,357,884	55,453,284		6,763,925		4,206,514		6,177,136	13,953,372	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,593,506	5,820,258		4,187,290	4,602,250				203,423			921,397	1,608,777
ウ 処理場費(千円)	106,440,408	38,744,340		20,763,475	19,380,823		1,770,801		2,211,536		2,389,873	6,808,854	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,412,617	280,445				0				
オ その他(千円)	14,436,103	1,348,900		1,609,047	317,896		32,865		7,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	211,302,403			67,103,725	53,028,817		6,892,269		0		7,803,357	17,962,151	11,604,089
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	0.0		65.6	66.3		80.4		0.0		91.1	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,096	695		530	517		46		43		44	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(m^3 /日)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和3年度決算統計(令和4年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市 名	事 業 費 （千円）			備 考
	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	
長崎市	事業なし		9 5 0	
佐世保市	1 3, 8 2 4	1 3, 1 5 2	1 5, 0 1 3	
島原市	2, 3 6 0	2, 6 2 7	2, 4 2 7	
諫早市	事業なし			
大村市	1, 5 6 3	2, 3 1 4	1, 5 7 9	
平戸市	6, 2 4 8	6, 9 3 6	7, 7 5 5	
松浦市	1, 8 6 0	1, 8 5 6	2, 0 8 6	
対馬市	2 6 3, 1 1 2	2 7 1, 3 1 3	2 8 4, 7 6 5	
壱岐市	5 9, 8 7 2	6 1, 0 9 0	5 0, 7 0 7	
五島市	1 0 8, 0 8 1	1 1 2, 4 8 1	1 0 4, 1 9 9	
西海市	事業なし			26 年度まで実施
雲仙市	3, 0 9 1	4, 1 9 3	2, 9 6 2	
南島原市	1, 1 9 7	1, 5 7 2	2, 0 1 0	
合 計	4 6 1, 2 0 8	4 7 7, 5 3 4	4 7 4, 4 5 3	



◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
長崎市	3	2	4,451	1,397
佐世保市	9	6	16,029	32,573
島原市	0	0	0	0
諫早市	16	27	25,666	24,870
大村市	0	2	0	54,700
平戸市	1	3	54	2,599
松浦市	1	1	500	301
対馬市	74	38	24,299	10,670
壱岐市	1	4	2,469	11,319
五島市	2	7	2,639	27,551
西海市	0	3	0	9,483
雲仙市	5	1	1,432	2,288
南島原市	0	6	0	125,000
計	112	100	77,539	302,751

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和3年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	93,683,160
2	佐世保市	2	19,892,000	0	0	6	21,551,000
3	島原市	0	0	0	0	37	30,513,000
4	諫早市	11	68,147,000	0	0	65	275,029,000
5	大村市	2	9,745,000	0	0	12	100,374,000
6	平戸市	3	58,499,000	0	0	4	39,910,000
7	松浦市	2	22,782,000	0	0	11	83,318,000
8	対馬市	3	25,716,150	2	5,339,679	24	90,838,972
9	壱岐市	0	0	1	1,812,000	30	69,369,000
10	五島市	5	14,035,898	2	4,559,434	22	89,053,668
11	西海市	1	5,000	0	0	8	78,660,000
12	雲仙市	0	0	0	0	26	25,096,000
13	南島原市	0		0		33	56,044,000
合計			218,822,048		11,711,113		1,053,439,800

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	24	1,582,000
2	佐世保市	2	4,085,169
3	島原市	1	3,712,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	24,452,077
8	対馬市	7	3,789,263
9	壱岐市	0	0
10	五島市	3	7,961,645
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		44	45,582,154

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (3年5月調査)	令和2年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (4年5月現在)	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	296	30	県営	19	298	36	県営	25
				県費補助	11			県費補助	11
2	佐世保市	208	48	県営	28	210	53	県営	29
				県費補助	20			県費補助	24
3	諫早市	137	9	県営	0	140	5	県営	0
				県費補助	9			県費補助	5
4	大村市	20	1	県営	0	20	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
5	島原市	1	0	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	85	3	県営	3	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	66	1	県営	1	66	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
9	五島市	32	2	県営	2	32	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	60	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	134	0	県営	0	134	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	1	県営	0	40	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
13	西海市	93	4	県営	2	93	3	県営	2
				県費補助	2			県費補助	1
合計		1199	100	県営	55	1206	105	県営	63
				県費補助	45			県費補助	42

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船



KJ02 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船



KJ03 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船



KJ04 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月
運航: 九州商船



KJ05 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船



KJ06 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ07 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船



KJ08 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船



KJ09 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船



KJ10 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船



KJ11 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船



KJ12 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ13 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



KJ14 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船



KJ15 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】



BJ11 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき



BJ15 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船



BJ17 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船



BJ19 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中



BJ23 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

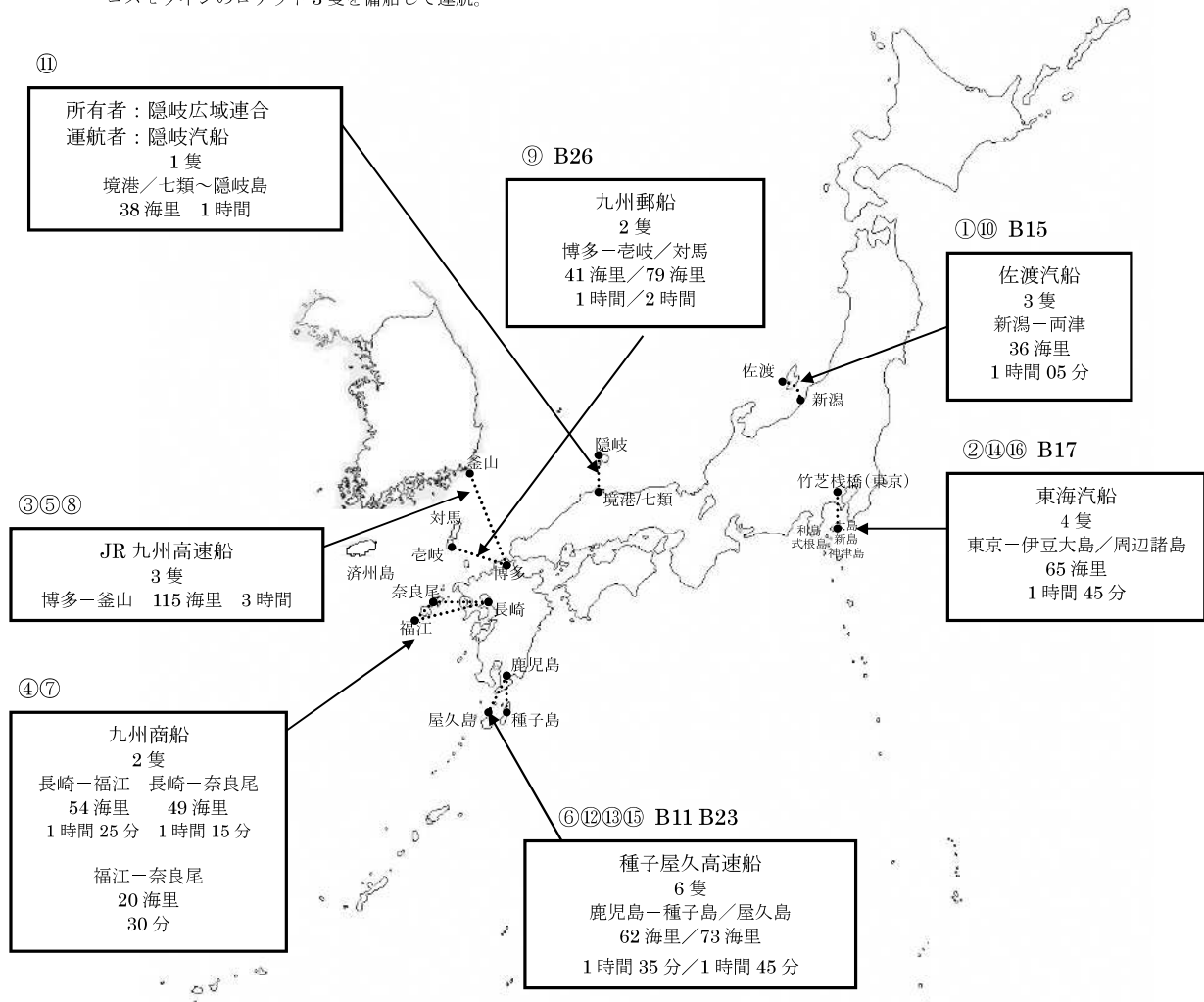
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

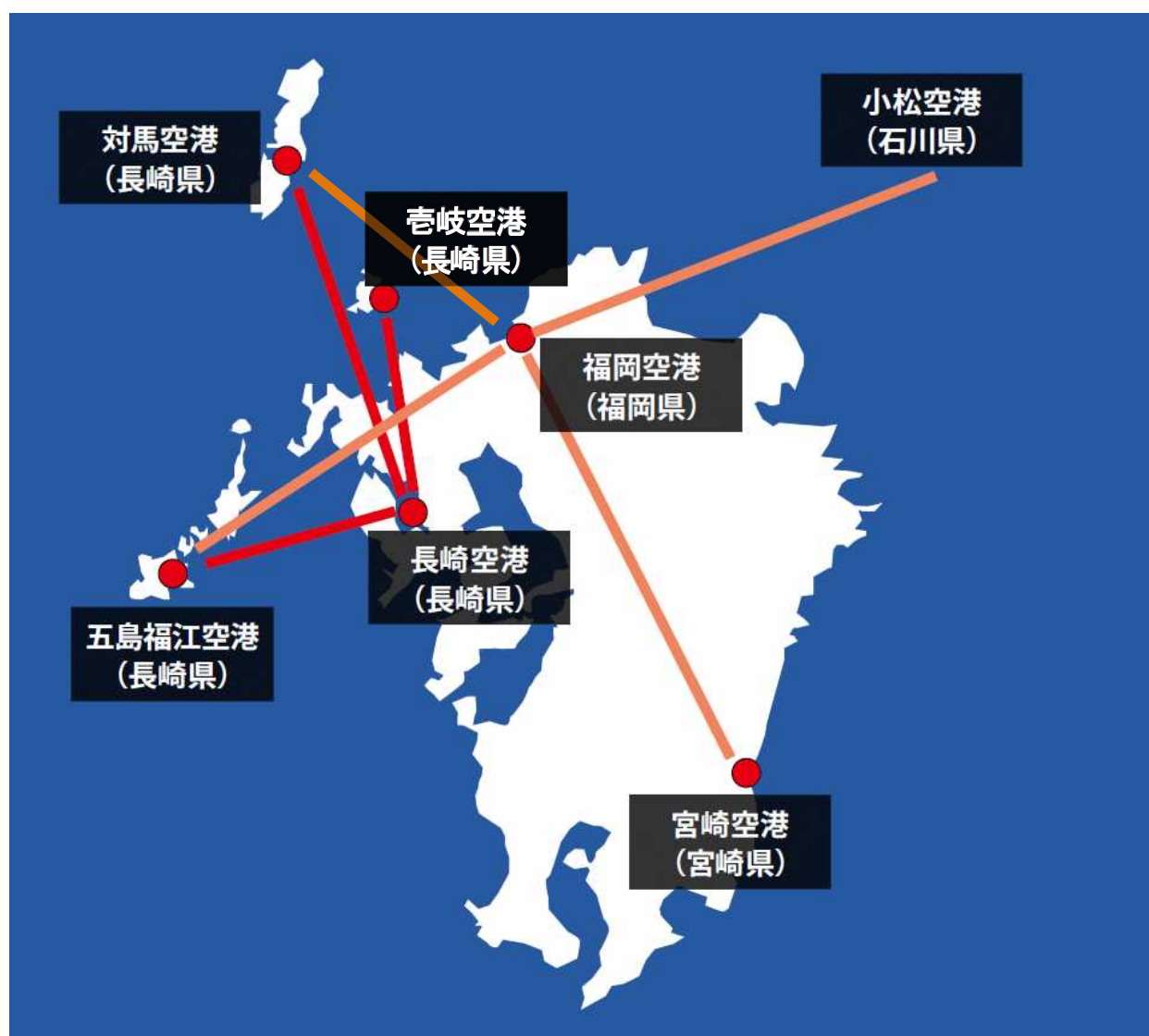
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



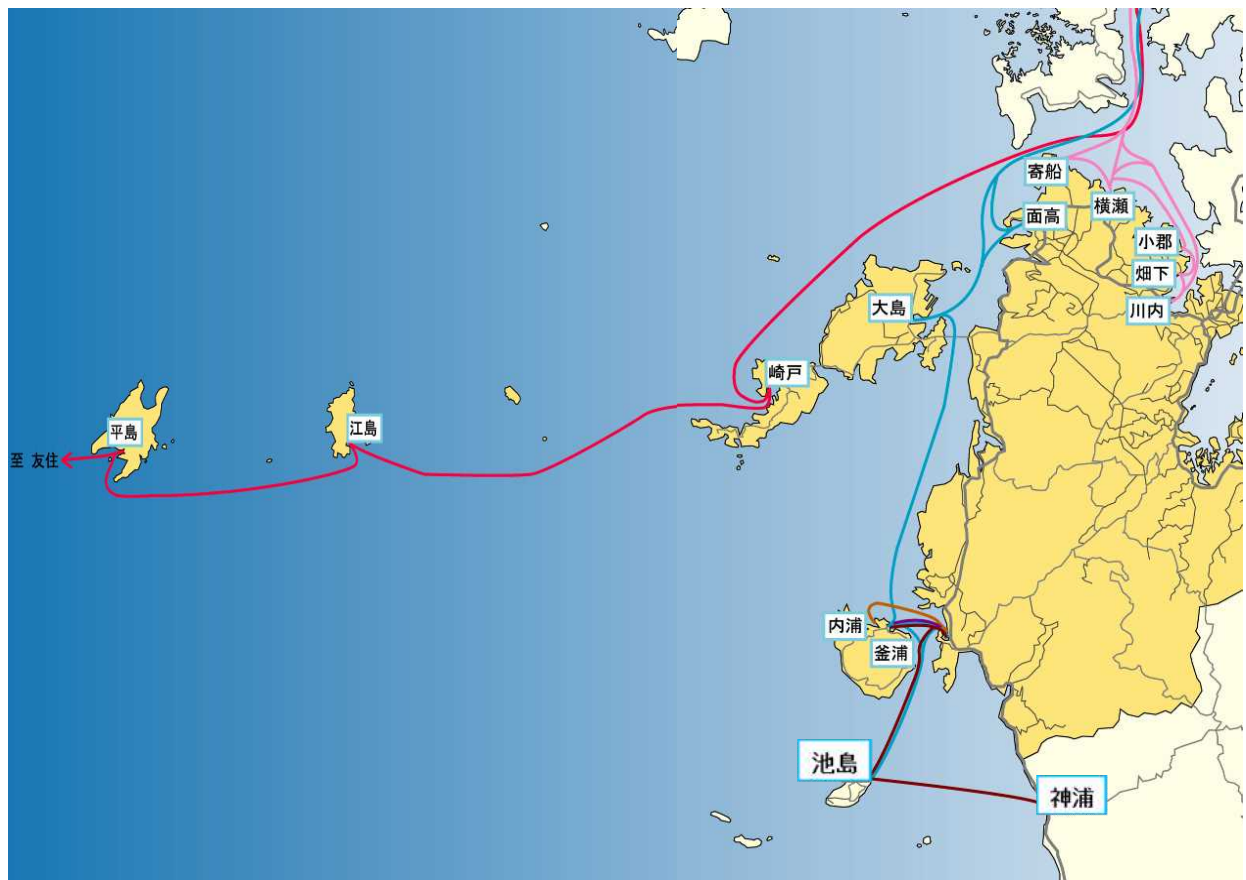
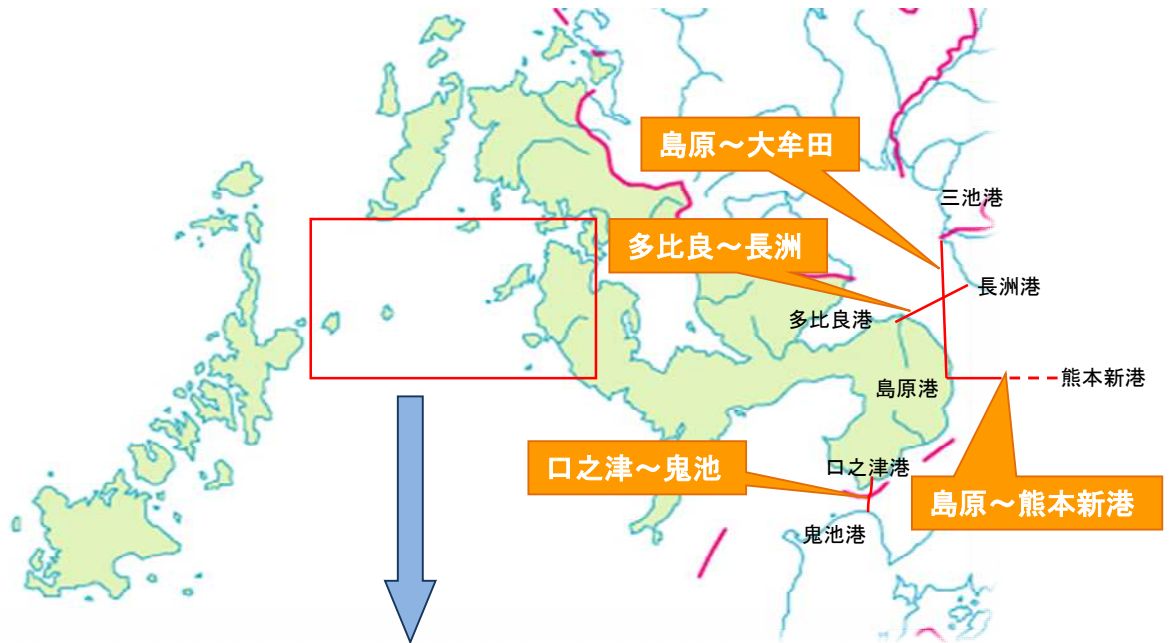
オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	1 3
H28	4	—	1	8	5	—	—	1 8
H29	1 1	—	7	1 2	2	2	—	3 4
H30	1 8	—	6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6	—	7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	6	1	1 0	1 3	1	3	2	3 6

半島航路の維持・確保について



第32号議案

国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について〔継続4回〕

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

~~2. 保険税の負担上昇抑制について〔継続2回〕~~

~~令和4年度の納付金算定においては、県の財政安定化基金等を活用し、被保険者の税負担上昇抑制を図るため年度間の財政調整を行う方針が示されたが、令和5年度以降についても、引き続き基金等を活用して、税負担上昇抑制に配慮した対応を講じること。~~

(説明)

・提言しない(長崎市)

令和4年度に引き続き、令和5年度の納付金算定においても要望に基づく対応がとられており、以降もその方針が継続されることを確認したため。(長崎市)

第43号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について地域医療提供体制の確保について〔継続5回〕

(説明)

- ・要望内容を踏まえ、項目名の見直しを行うもの。(事務局)

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心して安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料 43-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等

のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

~~さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりを見せる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。~~

(説明)

- ・ (10)に新型コロナ感染症対策を設けたことから、重複する内容を削除するもの(事務局)

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

(9) 物価高騰等を考慮した診療報酬改定について〔新規〕(長崎市、大村市、五島市、西海市)

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営が続く医療機関において、昨今の物価・エネルギー価格高騰に伴う食材料費や光熱費の上昇が更なる負担となっているが、医療機関ではこの価格高騰分を公定価格である診療報酬へは転嫁できず、県や市において国の臨時交付金等を活用した可能な範囲での支援を実施しているところである。

しかしながら、自治体による一時的な支援には限界があり、状況が長期化した場合、医療機関の経営に支障が生じるおそれがあることから、医療機関の運営は診療報酬によって賄われるべきものであることを踏まえ、物価高騰等を考慮した診療報酬改定を行うよう国に働きかけること。(長崎市)

(説明)

- ・物価及びエネルギー価格高騰の影響は医療機関にも出ているが診療報酬が公定価格であるため価格高騰分を価格に転嫁することはできない。このため県をはじめ各市において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」などを活用した支援は一部行われているものの、今後、状況の長期化や事業継続の悪化の恐れがある。一時的な支援には限界があること、状況が長期化した場合医療機関の経営破綻につながる恐れがあること、医療機関の運営は診療報酬により賄われるべきものであることから、国に対し、診療報酬改定に際しては物価高騰等を考慮した改定を行うことを要望するもの(長崎市)

(10) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ~~(1) 医療機関が抗原定性検査キットや、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を安定的に確保できるよう、引き続き必要な措置を講じること。~~

~~また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた検査体制及び医療提供体制の整備、充実に向け、各自治体や医療機関において、より一層の連携が求められるため、引き続き長崎県の主導のもと、積極的な取組みを進めること。~~

- ① 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部や都道府県対策本部が廃止させることとなっているが、感染状況の変化や新たな変異株発生等に迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症への対応について引き続き主導的役割を果たすこと。(長崎市)

(説明)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを踏まえ、(旧)1号議案としてまとめていた「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言」を見直し、内容ごとに関連議案に再編することとしたい。②以降も同様(事務局)
- ・令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定されたことに伴い、提言内容を見直すもの(長崎市)

~~-(2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が継続している。また、他の医療機関においては、特に令和2年度において受診抑制などの影響を受け、本来確保できるはずの収益が得られない状況となったことや、未だ患者数がコロナ以前の状態に戻っていないことなどによる経営悪化が懸念されている。~~

~~今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないよう、引き続き医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。~~

~~これらについて、国に対して働きかけること。~~

- ② 法的な位置付けが変更されても、新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではなく、医療機関においては必要な感染対策を講じつつ患者の受入体制を維持しておく必要がある。しかしながら、5類感染症への移行に伴い財政支援が縮小されると、医療機関の負担が増し、経営上の大きなリスクとなる恐れがあるため、地域の医療提供体制の円滑な確保に深刻な影響がでないよう、引き続き医療機関の負担に見合った適切な財政措置を講じること。併せて、このことについて国に働きかけること。(長崎市)

(説明)

- ・令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定されたことに伴い、提言内容を見直すもの(長崎市)

2. 検査体制等の強化について〔継続5回〕

③ 感染が疑われる方等に対するPCR等の検査体制については、感染拡大に備えた拡充が進んでいるが、検査体制等を更に強化するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

ア 検査体制等の拡充に伴い、看護師や臨床検査技師などの専門人材を確保すること。

(説明)

提言しない(長崎市)

- ・令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定されたことに伴い、提言内容を見直すもの(長崎市)

イ 陽性者の増加に備え、引き続き十分な宿泊療養施設を確保すること。

(説明)

提言しない(長崎市)

- ・5類への引き下げに伴い、隔離目的での宿泊療養がなくなることから、提言を行わないもの。(長崎市)

ウ 検査実施人員に限られる離島については、人的・物的支援を行うこと。

(説明)

提言しない(長崎市)

- ・抗原検査キットの無償配布など、検査体制の充実が図られたため、提言を行わないもの。(長崎市)

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔新規〕(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市)

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。(長崎市)

(説明)

- ・がん治療の進行により、患者は治療中からも社会参加や就労が続けられるようになってきているが、一方で、抗がん剤治療による髪の毛の脱毛や乳房の除去など、アピアランスと言われる外見の変化による不安から、外出の機会が減るなど日常生活に影響をきたす方がいる。国ではアピアランスケアにかかる相談支援体制の充実や情報提供等に取り組んでいるが、かつらや乳房補正具等といったアピアランスケア用品の購入に際し、経済的負担が大きいことによる支援を求める声もあっており、一部の自治体によってはその補助を行っているところである。アピアランスケアの必要性は全国共通の課題であるため、国及び県による財政支援を求めるもの。(長崎市)

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R3.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	498,411	2,076	416.5	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	303,089	756	249.4	738	158	36	60	29	455
県央医療圏	264,044	831	314.7	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	124,372	244	196.2	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	33,678	75	222.7	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	19,262	31	160.9	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	24,415	41	167.9	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	27,792	54	194.3	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,295,063	4,108	317.2	4,042	815	208	288	148	2,583
全 国		327,210	258.8						

※厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第54号議案

福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について

(説明)

- ・昨今の子ども・子育て施策充実に向けた国の動き等を踏まえ、子ども・子育て施策に関する内容を集約し項立てするもの（事務局）

1-1 (1) 子ども福祉医療費制度の創設について〔継続4回〕

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、~~また、全ての子どもたちが~~全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、~~少なくとも中学生まで助成を行っていることから、子育て環境の充実のため、対象年齢を未就学児から中学生まで引き上げを図ること。~~県において令和5年度から高校生世代への助成が行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。（事務局）

(説明)

- ・県が高校生世代への助成を行うこととしたことを反映した修正を行うもの（事務局）

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について〔新規〕（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、

平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市）

妊産婦への医療費の助成について、住んでいる自治体による制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。（長崎市）

(説明)

提言する（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市）

- ・妊産婦健康診査や歯科検診の結果、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病、う蝕や歯周病などの医療が必要と判断された場合や、妊産婦がおなかの張り、貧血、産後のメンタルなど不安を感じた時に、適切な医療を受けることで、心身の安定を保ち安心して妊産婦の時期を過ごすことにつながり、妊産婦にとり必要な医療を適切に受けることができるためには、妊産婦の経済的負担の軽減を図ることが重要であると考え。（長崎市）

2. (3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について〔更新〕(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市)

~~子ども・子育て支援事業における~~放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

~~(1) ① 放課後児童クラブを利用する~~父母がいない児童、母子・父子家庭児童、~~父子家庭児童はもとより、及び~~低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

~~(2) ②~~ 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

~~(3) ③~~ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、平成27年度から
子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となってい
るが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象と
すること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市)

・各市では、放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子・父子家庭児童はもとより、低所得世帯の負担軽減を図るため、利用料の減免など各種施策を行っているが、国により全国一律の制度とすべきと考えるため要望するもの。また、放課後児童クラブへの交付金は、児童数19名以下の場合には、20名以上と比較し基本額が大幅に減額されるため、20名で構成されるクラブが翌年度に19名となった場合に運営が難しくなるが、少子化の影響で周辺部地域のクラブ利用者数は今後減少する見込みであるため、その重要性を鑑み、小規模なクラブに対する交付金拡充を求めるもの。併せて賃借料補助対象がH27年度からの新制度以降に新設したクラブに限定されていることからこの緩和を求めるもの(長崎市)

第~~6~~5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続4回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料 65-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続4回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	－	6,177	－	0.2 %

第 6 号議案は欠番（県への提言がないため）

第87号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 87-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について【再掲】〔継続 5 回〕

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

~~（1）令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和5年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。~~

~~（2）国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖～武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと~~

~~（2）新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。~~

~~（3）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。~~

~~（4）西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業に伴いを機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う県全体へ新幹線開業効果を高める波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。（長崎市）~~

（説明）

・最近の動向を反映させる必要があるため（長崎市）

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続5回〕

九州新幹線西九州ルート of 整備に際しては、J R 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJ R 九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

① 西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間並びに長崎～博多間の新幹線及びリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないよう国へ働きかけること。

②（1）西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化や、ICカード導入等の利便性向上を図ること。

③（2）佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

② フル規格新幹線に関する要望について

④（3）西九州ルート of 全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。

⑤（4）長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の具現化を行うこと。（佐世保市）

（説明）

・西九州ルートが開通し、ダイヤ設定されたため、（1）①の項目を削除することとし、これに伴い、表現の追加や一部修正するとともに、各項目のレイアウトを整理するもの（佐世保市）

3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援策の充実について〔継続5回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実
- (4) 鉄道運転士の受験資格要件緩和や養成費用に対する支援措置の創設（佐世保市）

（説明）

- ・ 鉄道運転士の受験資格要件は 20 歳以上となっており、またその養成に係る多額の費用は事業者負担となっている。一方、タクシーやバスにおいては法令の改正によって第 2 種免許取得に係る年齢要件や経験年数の緩和が行われていることから、同様の要件緩和や運転士養成費用に対する国の支援制度の創設を追加するもの（佐世保市）

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

第98号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 98-1 参照)

1. 道路網の整備について【再掲】〔継続5回〕

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 I C から佐世保大塔 I C）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の4車線化の早期事業化

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から~~諫早市小野町~~吾妻町の早期供用に向けた事業促進

エ ~~諫早市~~森山町から小野田町間の早期供用に向けた事業促進

エ オ ~~諫早市~~小野町から長野町の調査検討

説明)

・雲仙市瑞穂町から諫早市小野町の区間で既に供用されている区間（H29 開通 雲仙市吾妻町～愛野町、H25 開通 雲仙市愛野町～諫早市森山町）があることから文言の修正を行うもの。（雲仙市）

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項

について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

~~（ア）時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成~~

（~~イ~~ア）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

（~~ウ~~イ）西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

（説明）

・時津町日並郷～野田郷間が令和４年度に完成し供用したことから削除。（雲仙市）

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備

（ア）長崎市茂里町から長崎市滑石２丁目間の事業促進

（イ）長崎市滑石２丁目から時津町野田郷間の早期事業化

ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化
（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道２０５号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

③ 一般国道５７号の早期整備

ア 一般国道５７号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道５７号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

④ 一般国道３４号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

- イ 大村拡幅の早期完成
- ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化
- エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成
- ⑤ 一般国道207号の早期整備
 - ア 佐瀬拡幅の早期整備
 - イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
 - ウ 長田バイパス（東長田拡幅）の早期整備
- ⑥ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷺崎線）の早期事業化
 - ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号
- ⑦ 一般国道202号福田バイパスの早期事業化
- ⑧ 一般国道499号（栄上工区）の早期完成
- ⑨ 一般国道382号の整備促進
- ⑩ 一般国道384号の整備促進
- ⑪ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進
- ⑫ 一般県道佐世保世知原線（板山トンネル）の整備促進早期完成
- ⑬ 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕棕呂路トンネル）の早期事業化
- ⑭ 主要地方道野母崎宿線の早期整備
- ⑮ 主要地方道厳原・豆酺・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- ⑯ 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の整備促進
- ⑰ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備

（説明）

- ・⑫一般県道佐世保世知原線（板山トンネル）の完成予定が令和5年度と間近となり、少しでも早期完成を要望するため文言の修正を行うもの。（雲仙市）

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

(資料 98-2 参照)

2. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続 2 回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和 3 年 5 月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

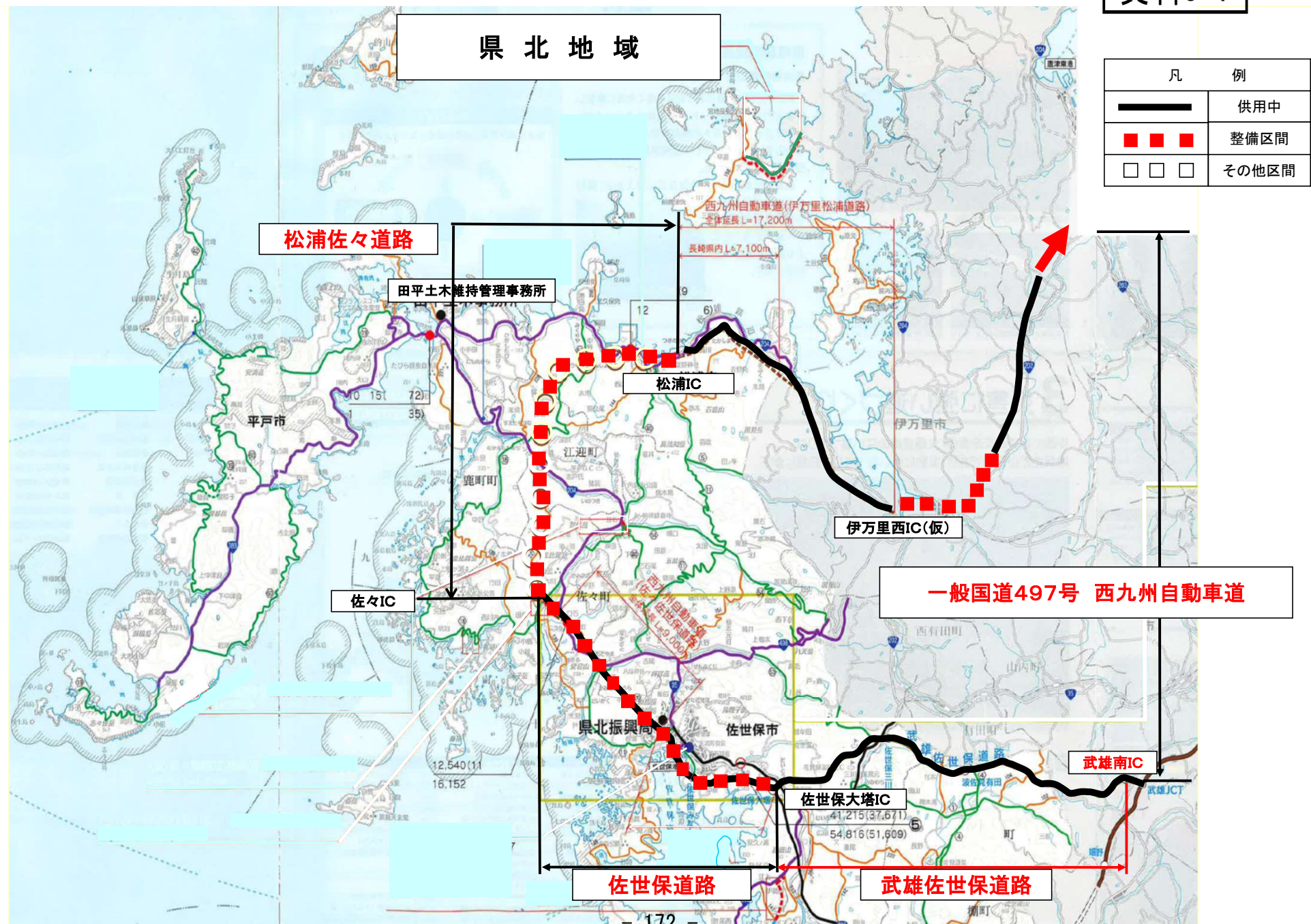
このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

3. 港湾の整備促進について〔継続 5 回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

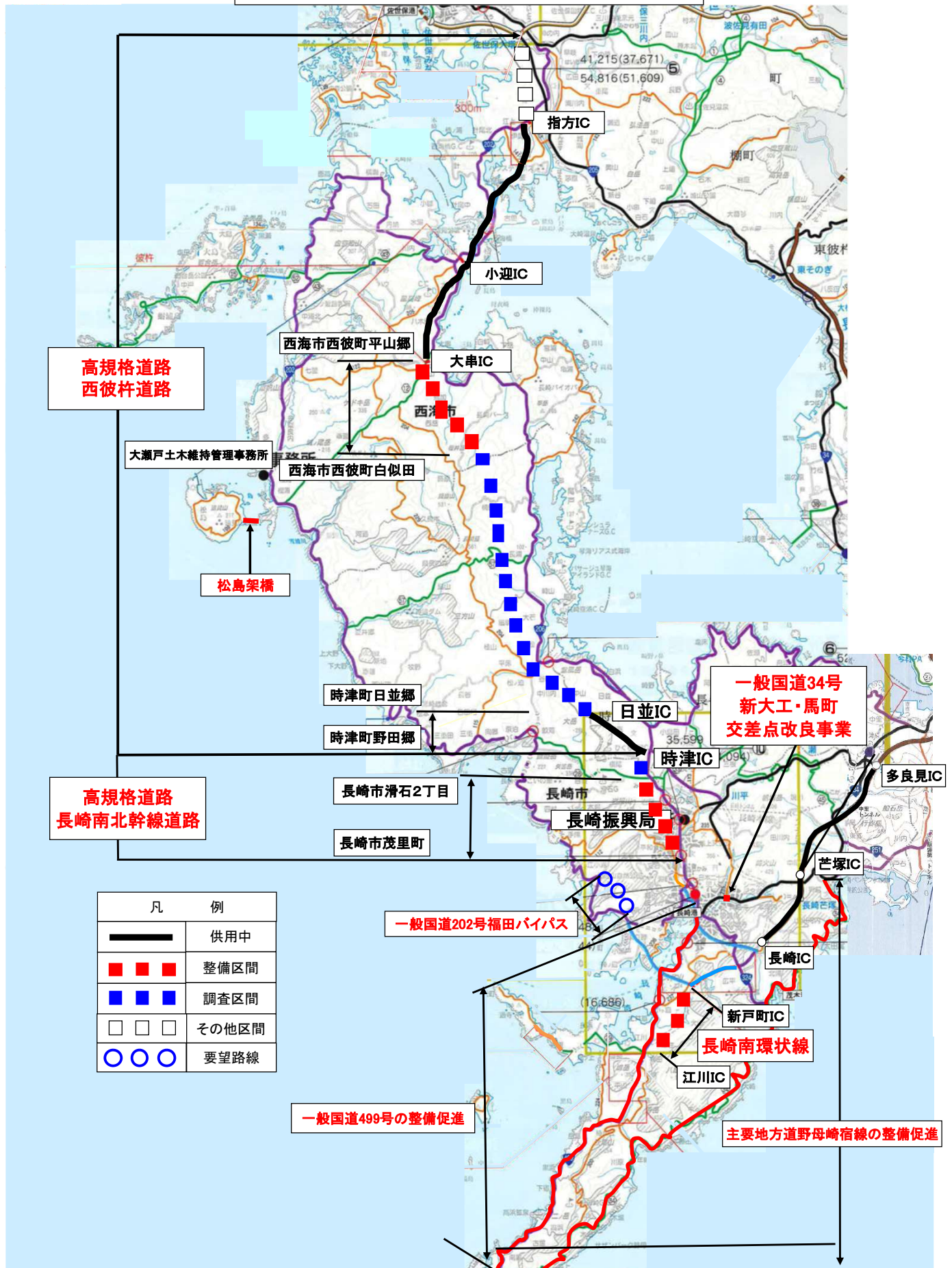
このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など 77 港あり）



凡	例
	供用中
	整備区間
	その他区間

長崎、西彼杵、佐世保地域



県 央 県 南 地 域



凡 例			
	国 道		漁 港
	主要地方道		港、湾
	県 道		港すべり防止区域(阴影)
	広域農道		港すべり防止区域(点線)
	一級、二级產業道		港すべり防止区域(点線)

県央県北地域

凡	例
——	供用中
○ ○ ○	候補路線
○ ○ ○	要望路線
■ ■ ■	整備区間

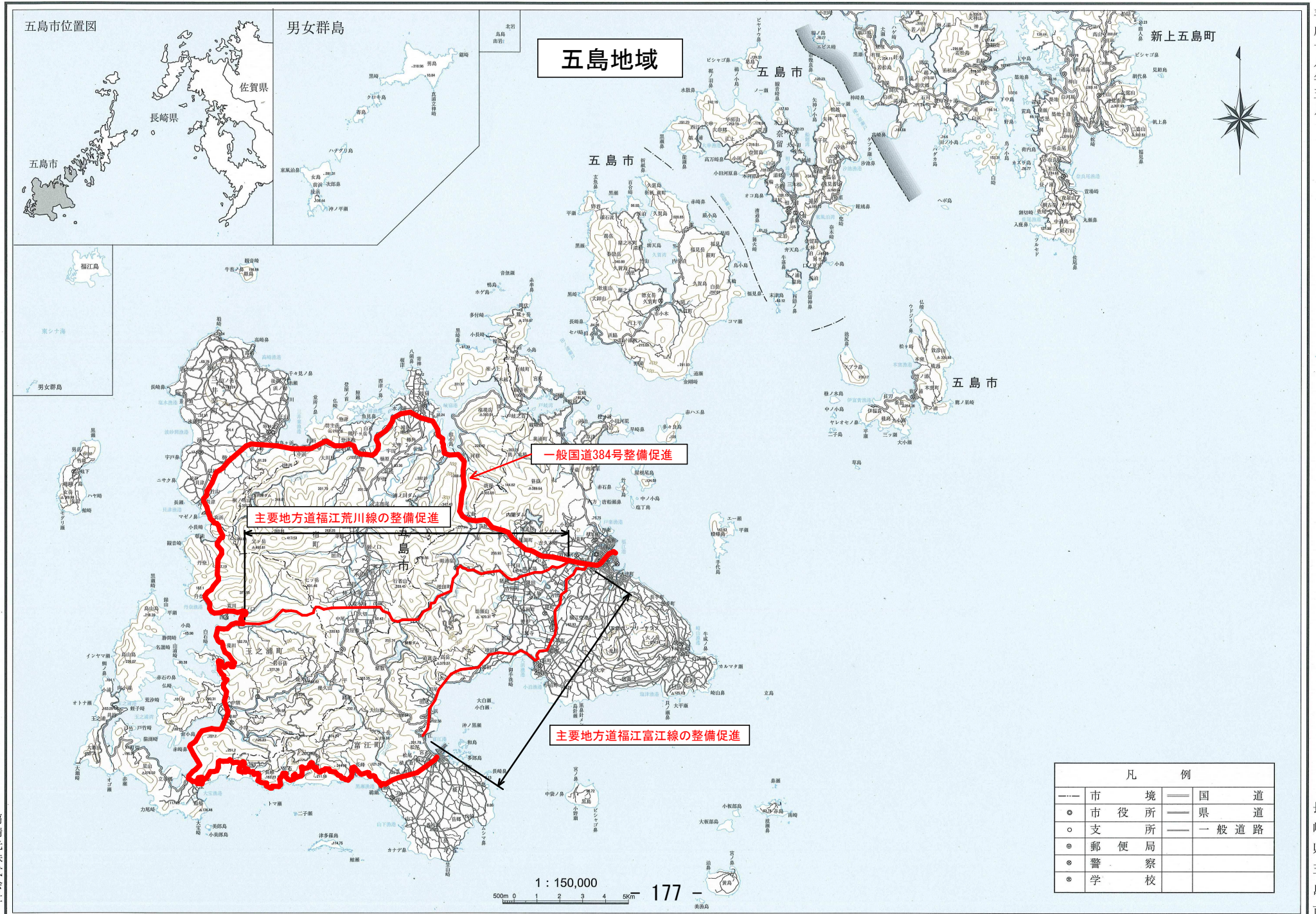
至 鹿島市

凡	例
	供 用 中
	候補路線
	要望路線
	整備区間

五島市全図

(国) 資料9-2 (県) 資料9-1

平成十八年五月



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18九複、第30号)」



第109号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続4回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を

実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、近年アナグマ、カラス等による農作物被害も急増していることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

(資料 109-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

2. 水産業の振興対策について〔継続4回〕

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の加入促進について

新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や国内需要の低迷などにより、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げを国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

(資料 109-2 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について【一部再掲】

- ① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。
- ② ひとが創る持続可能な漁村推進事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船や漁具の取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

令和3年度野生鳥獣による農作物の被害状況

【県内の被害状況】

鳥獣種類別	被害面積 (ha)			被害量 (t)			被害金額 (千円)		
	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)
イノシシ	163	108	66%	1198	883	74%	190,834	141,437	74%
カラス	7	7	94%	82	77	95%	16,578	16,985	102%
ヒヨドリ	3	1	19%	46	7	15%	8,198	1,331	16%
シカ	6	4	59%	42	79	190%	6,841	3,933	57%
アナグマ	2	1	50%	27	17	63%	10,697	4,177	39%
タヌキ	0	0	18%	4	1	28%	1,121	263	23%
アライグマ	1	1	78%	14	9	67%	5,260	2,105	40%
スズメ	0	0	81%	1	1	87%	226	197	87%
カモ	47	44	95%	391	329	84%	55,077	36,512	66%
クリハラリス	0	-	-	0	-	-	142	-	-
ハト	0	-	-	0	-	-	62	-	-
キジ	0	-	-	0	-	-	2	-	-
その他の鳥獣類	0	0	121%	3	6	184%	370	4,065	1099%
合 計	230	166	72%	1807	1409	78%	295,408	211,005	71%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

「-」は皆無または数値が得られないものを示しています。

主要鳥獣の年別農作物被害状況

(被害金額、単位：千円)

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H14	257,500	103,730	258,790	89,640	709,660
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R5.1現在調査）

長崎市	144隻
佐世保市	142隻
諫早市	0隻
大村市	7隻
対馬市	31隻
壱岐市	25隻
平戸市	106隻
松浦市	30隻
五島市	291隻
西海市	36隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	55隻
合 計	907隻



第1110号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続5回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料 1110-1 参照）

2. 工業団地の整備について〔継続1回〕

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

3. V・ファーレン長崎への支援について〔継続4回〕

全県をホームタウンとするV・ファーレン長崎について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- (1) 県内全市町で構成する「~~V・ファーレン長崎自治体連携会議~~」「~~プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議~~」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。（諫早市）

（説明）

・R4.8.24 会議において会議メンバーに「長崎ヴェルカ」を追加したことにより、会議名称が変更されたことによる修正（諫早市）

- (2) V・ファーレン長崎と自治体が連携し、V・ファーレン長崎の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口としてV・ファーレン長崎との連携を図ること。
- (3) 県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、アウェイサポーターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前

で県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取組みを図ること。

- (4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

(資料 4410-2 参照)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○**地方税の減免に伴う補てん措置**

・**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん**

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

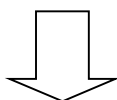
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産**

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

自治体支援の状況

1 プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議

(旧 V・ファーレン長崎自治体連携会議)

県下市町において自治体支援会議を設立し、集客支援等について協議を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった 2020 シーズンを除いて観客動員数は増加傾向にあること、財務基盤も改善されてきていること、また、V・ファーレン長崎が積極的に地域貢献活動に取り組んでおり、今後も更なる連携の強化が求められていることを考慮し、各自治体からクラブへの支援という形から、双方が連携して地域課題の解決を目指す段階に進んでいると判断し、各自治体とクラブとの合意により、会議名を自治体連携会議と改称することとした。今後は、自治体の各施策とクラブの地域貢献活動との連携を軸に協議を行い、具体的な取り組みに繋げていく。

【構成】 県及び県内全市町で構成

【令和 4 年度開催状況】

回 数	期 日	内 容
連携会議 第 1 回	R4. 8. 24 (水)	V・ファーレン長崎からの報告 各市町の V・ファーレン長崎関連事業について
連携会議 第 2 回	R4. 11. 16 (水)	V・ファーレン長崎からの報告 県や各市町の事業実施状況等について

2 V・ファーレン長崎練習場の状況

諫早市サッカー場

3 V・ファーレン長崎選手の長崎県出身者

- ・ 鍛先 祐弥 選手 長崎市出身 東福岡高校→早稲田大学 (2021 シーズン加入)
- ・ 五月田 星矢 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (2021 シーズン加入)
- ・ 安部 大晴 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (V 長崎 U-18 兼 2022 シーズン加入)

第~~1-2~~11号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔継続4回〕

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、小学1、2年生を30人学級とするとともに、中学校においても35人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔継続4回〕

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

3. 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について〔継続4回〕

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど**人的財政的**な支援措置を講じること。**(大村市)**

(資料 1211-1 参照)

(説明)

・財政的な支援措置を求める提言であることを明確にした表現に修正 (大村市)

4. 養護教諭の配置について〔継続 4 回〕

分校及び 3 学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

5. 学校事務職員の配置について〔継続 4 回〕

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び 4 学級未満（中学校においては 3 学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について〔継続 4 回〕

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 4211-2 参照)

7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔継続4回〕

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について〔継続4回〕

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

(資料 4211-3 参照)

9. ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための支援について〔継続4回〕

各自治体において学校のICT教育環境整備を推進しているところであるが、ICTを効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。

そこで、県においては、引き続き教職員のICT教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT教育支援を全県的に取り組むため、熱意のあるICT支援員を育成し、その配置のための財政支援を国へ働きかけるなどにより、学校におけるICT教育環境の充実を図ること。

(資料 4211-4 参照)

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について〔継続4回〕

- (1) 長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成

のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 4211-5 参照)

- (2) 長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。
長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 4211-6 参照)

1 1. 特別支援学級編制基準の弾力化について〔継続3回〕

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員1人で行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

1 2. 統合型校務支援システムの導入について〔継続3回〕

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して財政支援措置を講じるとともに、国にも財政支援措置を講じるよう働きかけること。

1 3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について〔更新〕

(松浦市、佐世保市、平戸市)

~~文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされ、超過勤務の上限の目安時間として1か月で45時間、1年間で360時間を超えないように示された。~~

~~長崎県内21市町においても、超過勤務の縮減に向け取り組んでいるところであるが、教頭の超過勤務が課題となっている。~~

~~については、超過勤務の改善及び教育全体の質の向上を図るため、~~

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが長時間労働だとされている。特に、中学校教頭における時間外勤務が多いことから、この改善を

図るため、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

(松浦市)

(説明)

- ・学校現場における業務や課題は複雑・困難化しており、それらに対応する教頭の職務は多岐にわたっているが、中学校教頭は教科定数としても配置されていることから日々の授業に取り組みながら、空き時間や放課後等にこれら職務に対応している現状がある。管理職選考試験志願者数の減少や女性管理職員の割合が低いことから今後の管理職希望者不足が懸念されるが、その原因の一つが長時間労働だとされていることから、その改善を図るためには中学校教頭が教員定数外配置となることで教頭の業務軽減につながり多岐にわたる様々な業務や課題等に柔軟に余裕を持って取り組むことが可能となるため、切に要望するもの。(松浦市)

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和5年1月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人) 計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	68	18,165	26,597	34
	中学校	37	8,432		
佐世保市	小学校	44	12,896	19,132	33
	中学校	24	6,189		
	義務教育学校	2	47		
島原市	小学校	9	2,311	3,437	6
	中学校	5	1,126		
諫早市	小学校	28	7,418	10,861	12
	中学校	14	3,443		
大村市	小学校	15	6,351	9,360	11
	中学校	6	3,009		
平戸市	小学校	15	1,402	2,120	6
	中学校	8	718		
松浦市	小学校	9	1,134	1,704	5
	中学校	7	570		
対馬市	小学校	17	1,296	2,009	7
	中学校	11	713		
壱岐市	小学校	18	1,340	2,060	6
	中学校	4	720		
五島市	小学校	14	1,482	2,264	8
	中学校	11	782		
西海市	小学校	11	1,185	1,786	6
	中学校	6	601		
雲仙市	小学校	17	2,072	3,113	7
	中学校	7	1,041		
南島原市	小学校	15	1,953	2,977	7
	中学校	8	1,024		
計	小学校	280	59,005	87,420	148
	中学校	148	28,368		
	義務教育学校	2	47		

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和5年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	12 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	20	1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15 国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02～04 中20校
	学校サポーター	非常勤職員	小64校188人 中18校25人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H28 小58校 H22 小38校 H29 小58校 H23 小38校 H30 小61校 H24 小48校 R01 小64校 H25 小63校 R02 小50校、中4校 H26 小62校 R03 小61校、中18校 H27 小60校 R04 小64校、中18校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	8(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に8人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	平成27年度から長崎市雇用が8人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	1(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に1人配置。(適応指導教室において小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(30)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03～04 小44校 中34校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	22	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム 会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23～H27 2名 R3～R4 7名 H28～H29 3名 H30～R1 4名
	教育相談員	非常勤職員	220回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム 会計年度任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指導教室担当	フルタイム 会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室担当	パートタイム 会計年度任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	17	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
	スクールカウンセラー	県配置会計年度任用職員	0(18)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
島原市	心の教室相談員	会計年度任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H10	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(7)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全中学校・関係小学校に配置。全中学校に1日5～6時間の35週 2つの小学校に1日3時間の35週	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働き掛けや、関係機関とのネットワークの構築等。学校教育課に配置。 1日6時間の35週(週3日)	H27	
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を支援する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和5年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
諫早市	心のケア相談員	パートタイム 会計年度任用職員	13	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
	心の教室相談員	パートタイム 会計年度任用職員	7	週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度任用職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員2名は不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他3名は訪問相談等の地域巡回を行っている。
	スクールカウンセラー	県非常勤職員	0(12)	6小学校、12中学校に配置し、教育相談、カウンセリング等を行う。	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソーシャルワーカー	県非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。	H23	県配置
大村市	心の教室相談員	会計年度任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(9)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	適応指導教室長	会計年度任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	適応指導教室補助指導員	会計年度任用職員	3	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	適応指導教室補助指導員	会計年度任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)	R2	
	小・中学生サポートルーム	会計年度任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設
平戸市	適応指導教室指導員	会計年度任用職員(パート)	2	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
	スクールソーシャルワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学校訪問を行う。	H24	
	スクールカウンセラー	県配置 非常勤職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
松浦市	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員(県配置職員)	0(1)	週2日(1日7時間)の勤務。市内を3地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市スクールカウンセラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度任用職員	2	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校2校に配置)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	会計年度任用職員	46	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校17校、中学校7校に配置)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援センター指導員	会計年度任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	1日6時間、週3日間35週を基本。 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校6校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和5年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
壱岐市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	2(0)	1日5時間、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	1	週4日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1～2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	1(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校7校、中学校10校に配置。	H13	小1校、中1校は高校のエリア校配置 中学校1校に拠点校配置。小1校にエリア校配置 小3校、中2校は単独配置 小2校、中6校はグループ配置
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。 1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22～H23 中6校 H24 中5校 H25～ 中4校
	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	1	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。 1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21～H24県配置 H25.5～H26 1名雇用 H27～県配置 H30～市雇用1名
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小・中学校8校に配置。(内2校はエリア校)	H18	
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	27	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	会計年度任用職員	1	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	12	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。 小学校5人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。 1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校8校、小学校6校配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和5年1月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	会計年度任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24～26…36人 H27～30…43人 R01～04…43人
佐世保市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	
島原市	学校司書	会計年度任用職員	14	全小・中学校に配置。1日6時間、週3日勤務	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	パートタイム 会計年度任用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	会計年度任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館支援員	会計年度任用職員 (パート)	5	週29時間勤務、5校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	会計年度任用職員	3	年間227日間(1日7時間)、各学校を週1回巡回して勤務	H26年7月～	
対馬市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	14	市内小・中学校27校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	4	1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5～6校)	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～4人
五島市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	4	小学校2校、中学校2校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館司書 学校図書館運営補助員	会計年度任用職員	9	司書(4人)は1日6時間、週5日勤務、中学校4校に配置 図書補助員(5人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校9校に配置(内4人は2校担当)	H21学校図書館司書 H23学校図書館運営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度任用職員 (スクールサポーター)	27	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

長崎県内のICT教育環境整備状況

令和5年1月1日現在

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生使用タブレット及び授業支援ソフト	デジタル教科書
長崎市 (小68、中37)	R4年度に以下の教室に電子黒板を導入 ・普通教室・理科室に各1台 ・特別支援学級を有する学校に1台 ・通級指導教室を有する学校に1台 ※旧大型提示装置は特別教室等で活用	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト:小1～小3は「ロイロノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の道徳・書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道徳)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	全小・中・義務教育学校に2台整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生使用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。 オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用	小:国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応 ・R4文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語、国語、書写、地図、地理、歴史、公民のデジタル教科書を希望校に導入
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)※3、119台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備 Google Workspace for Educationを活用 問題データベースタブレットドリル(東京書籍)を導入	指導者用デジタル教科書 小:1年生～6年生(算数)※各学年1つ 中:1年生～3年生(英語、理科)※各学年1つずつ
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台 ※校内LANに無線接続	【児童生使用タブレット】 市立小・中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和4年4月～) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)	指導者用 小学校 各学校(国語、算数、社会、理科、外国語)を導入 中学校 各学校(国語、社会、数学、理科、英語)を導入 学習者用 ・R4文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語、国語、書写、地図、地理、歴史、公民のデジタル教科書を希望校に導入
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:287台 中:132台 ※ 令和元年度以降は、必要に応じて学校配当予算で追加整備	市内全児童生徒に1人1台整備(Chromebook) Google Workspace for Education、eライブラリアドバンス	【指導者用】 小:国語、算数(全学年)、英語(5、6年) 中:国語、数学、英語(全学年) 【学習者用】 小学5、6年:「英語」とあと1教科(国語・書写、社会・地図帳、道徳から1教科) 中学1～3年:「英語」とあと1教科(国語・書写、地理・公民、道徳から1教科) ※R4文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全台導入。	【児童生使用タブレット】 市内全児童生徒に1人1台導入済み 【授業支援ソフト】 「Win Bird」を全校に導入 協働学習型教材を小中のモデル校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入	【指導者用】 小:算数(1～6年生)、理(3～6年生)、社(5～6年生) 中:国語、数学、理科、英語、社会 【学習者用】 R4文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用	全て指導者用 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語
対馬市 (小17、中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイロノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)	小:英語(指導者用)導入済
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせ、4～6台中:普通教室全てに導入	ChromeBook(wi-fi)を導入済 小:1,624台(教師用含む) 中:836台(教師用含む) Workspace for Education、eライブラリアドバンスを活用	・令和4年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用 小:英語(18校)、算数(12校)か理科(6校) 中:英語(4校)、数学(2校)か理科(2校)
五島市 (小14、中11)	市内小・中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・Ipad 小学校:147台、中学校:77台 ・GIGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) 小:1723台(教師用含む) 中:823台(教師用含む) ・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud)	小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み 中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入している。 実証事業の活用により全小・中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。また、各校プラス1教科を導入済み。
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備 ・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。 ・AIドリル「ドリルパーク(小3～小6)」「すららドリル(中1～中3)」「キュビナ(中1～中3)」	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会、数学、理科、英語
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設	Chromebook(wi-fi)を導入済 【当初導入台数】 ・小:2,312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語(令和2年度整備済) 中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】 数学、理科、英語(令和3年度整備済)
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】 普通教室・特別教室 小:113台(普通教室1台程度) 中:55台(普通教室1台程度) 【大型モニター】 普通教室・特別教室 小:31台 中:34台 ※R4～R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。	R2:小(1,114台・小4～小6、教師用) R2:中(1,146台・中1～中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1～小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針	指導者用デジタル教科書 R2:小(算数・全学年) R3:中(英語・全学年) 指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R2:小(書写・生活・外国語・道徳) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道徳) 学習者用デジタル教科書 R4:小(英語・算数・理科) R4:中(英語・数学・理科) ※学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用

長崎県内のICT教育環境整備状況

令和5年1月1日現在

市名	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	ICT支援員6名を業務委託にて配置 ※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運営支援員として6名配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	令和3年～令和6年までの4カ年事業 ・令和4～6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与予定(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	令和5年度:1名 会計年度任用職員として任用予定	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担(就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費を扶助)
大村市 (小15、中6)	R4年:1名 時給1150円×6時間(市雇用)	・家庭負担 ・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
平戸市 (小15、中8)	1社と業務委託 管理台数の増加に伴い、予算増の予定	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルーターを貸与。
松浦市 (小9、中7)	各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担(5G/月)
対馬市 (小17、中11)	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
壱岐市 (小18、中4)	未配置	未定
五島市 (小14、中11)	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名)	R3は特別な場合を除き、持ち帰り帰りなし。(持ち帰りの場合は家庭の回線に接続) R4は基本的に各家庭の回線に接続する。就学援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭)
西海市 (小13、中6)	令和4年度は、GIGAスクールサポーター3人を市内15校に合計300回(各校20回)訪問で業務委託。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額14000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	ICT支援員は設置していないが「GIGAスクール運営支援センター」を設置(R4.9月～R5.3月)。 R5年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1名配置予定。	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	H29～R3:ICT支援員(2～4名)を市で雇用 R4～:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合 計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	－	9,900
62	2,700	1,200	5,400	－	9,300
63	2,700	1,200	5,400	－	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	－	9,400
2	2,700	1,300	5,400	－	9,400
3	2,700	1,300	5,400	－	9,400
4	2,700	1,300	5,400	－	9,400
5	2,700	1,300	6,880	－	10,880
6	2,700	1,300	6,880	－	10,880
7	2,700	1,300	6,880	－	10,880
8	2,700	1,300	6,880	－	10,880
9	2,700	1,300	6,880	－	10,880
10	2,700	1,300	6,880	－	10,880
11	2,700	1,300	6,880	－	10,880
12	2,700	1,300	6,880	－	10,880
13	2,700	1,300	6,880	－	10,880
14	2,700	1,300	6,880	－	10,880
15	2,700	1,300	6,880	－	10,880
16	2,200	1,100	6,880	－	10,180
17	2,200	1,100	6,880	－	10,180
18	2,200	1,100	6,880	－	10,180
19	2,200	1,100	6,880	－	10,180
20	1,980	990	6,192	－	9,162
21	1,980	990	6,192	－	9,162
22	1,980	1,100	6,192	－	9,272
23	1,980	1,100	6,192	－	9,272
24	2,280	1,100	6,192	－	9,572
25	2,280	1,100	6,192	－	9,572
26	2,280	1,100	6,192	－	9,572
27	2,052	990	6,192	－	9,234
28	2,052	990	6,192	－	9,234
29	2,052	990	6,192	－	9,234
30	2,052	990	6,192	－	9,234
R元	2,052	990	6,192	－	9,234
2	2,052	990	6,192	－	9,234
3	2,052	990	6,192	－	9,234
4	1,952	990	6,192	－	9,134

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補 助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
全国中学校総合文化祭長 崎大会開催事業補助金												4,332				
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057

(3) 令和5年度長崎県市長会収支予算書(案)

令和5年度長崎県市長会収支予算書(案)

収入額 25,539 千円
 支出額 25,539 千円
 差引額 0 千円

(収入の部)

(単位:千円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
負担金	12,325	12,325	0	1 各市負担金 12,325 長崎市 1,454 佐世保市 1,166 島原市 858 諫早市 1,043 大村市 940 平戸市 858 松浦市 858 対馬市 858 壱岐市 858 五島市 858 西海市 858 雲仙市 858 南島原市 858
交付金等	7,040	7,040	0	1 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 1,820 団体助成金(地域活性化センター)分 2 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 4,000 市長会議、副市長会議、主管課長会議、市長行政研修助成金分 3 全国市長会交付金 770 4 共済事業説明会開催補助金 450
諸収入	1	1	0	1 預金利息 1
繰越金	6,173	6,058	115	1 前年度繰越金 6,173
合計	25,539	25,424	115	

(支出の部)

(単位:千円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
事務費	14,090	13,096	994	1 事務費 11,751 2 会議費 2,339
事業費	7,355	7,583	△ 228	1 国への要請活動費 548 2 国・県への要望費(提言書作成等) 634 3 研究・研修費 4,352 4 補助費(地域活性化センター) 1,821
予備費	4,094	4,745	△ 651	
合計	25,539	25,424	115	

令和5年度長崎県市長会負担金

(算出基礎)

(単位：円)

人口区分	均等割	人口割	計
5万未満	385,000	473,000	858,000
5万以上～10万未満	385,000	555,000	940,000
10万以上～20万未満	385,000	658,000	1,043,000
20万以上～30万未満	385,000	781,000	1,166,000
30万以上～40万未満	385,000	905,000	1,290,000
40万以上	385,000	1,069,000	1,454,000

(各市負担金)

(単位：円)

市 名	人 口	令和5年度負担金		
		均等割	人口割	計
長 崎	409,118	385,000	1,069,000	1,454,000
佐 世 保	243,223	385,000	781,000	1,166,000
島 原	43,338	385,000	473,000	858,000
諫 早	133,852	385,000	658,000	1,043,000
大 村	95,397	385,000	555,000	940,000
平 戸	29,365	385,000	473,000	858,000
松 浦	21,271	385,000	473,000	858,000
対 馬	28,502	385,000	473,000	858,000
壱 岐	24,948	385,000	473,000	858,000
五 島	34,391	385,000	473,000	858,000
西 海	26,275	385,000	473,000	858,000
雲 仙	41,096	385,000	473,000	858,000
南 島 原	42,330	385,000	473,000	858,000
13市計	1,173,106	5,005,000	7,320,000	12,325,000

(人口は令和2年度国勢調査人口による)

* * *

2 協議事項

* * *

(1) 令和 5 年度長崎県市長会役員等の選任について

ア 長崎県市長会役員を選任

長崎県市長会会則第 5 条に規定する令和 5 年度の会長、副会長及び監事の選任（任期 1 年）

○ 会 長

○ 副会長

○ 監 事

イ 全国市長会関係役員の推薦

全国市長会会則第 6 条から第 8 条までに規定する令和 5 年度の理事、評議員の推薦（任期 1 年）

○ 理 事 1 名

○ 評 議 員 3 名

【参考】九州市長会関係役員の推薦

九州市長会役員については、任期が 2 年（令和 4 年度から令和 5 年度）であるため、令和 5 年度は、引き続き次のとおり役員を務める。

○ 理 事 2 名

ウ （公財）長崎県市町村振興協会の理事の推薦

（公財）長崎県市町村振興協会定款第17条及び第30条に
規定する理事の推薦（理事：任期2年）

令和5年の定時評議員会の終結の時（R5.6月）から

令和7年の定時評議員会の終結の時（R7.6月）まで

○ 理 事 2 名

【参考】（公財）長崎県市町村振興協会の評議員及び監事の推薦

（公財）長崎県市町村振興協会定款第17条及び第30条に
規定する評議員及び監事については、任期が4年（R3.6月から
R7.6月）であるため、令和5年度は、引き続き次のとおり
役員を務める。

○ 評 議 員 1 名

島原市長

○ 監 事 1 名

五島市長

全国市長会・九州市長会・県市長会推薦資料

上段は(全国)・中段(九州)・下段(県)

年度 市長	区 分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5 (案)
長 崎	全 国						副会長												
	九 州					副会長	副会長										会長	会長	
	県	会長			会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	
佐世保	全 国	理事						評議員							副会長				
	九 州			理事	理事	監事	監事							副会長	副会長				
	県	副会長				副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	
島 原	全 国			評議員		評議員			評議員		理事				評議員		評議員		
	九 州	理事	理事																
	県		副会長	副会長										監事	監事		副会長	副会長	
諫 早	全 国	評議員					評議員			評議員		理事	理事						
	九 州					理事	理事											理事	→
	県	監事	会長	会長								副会長	副会長	副会長	副会長	副会長			
大 村	全 国		評議員					理事				評議員				評議員		理事	
	九 州													理事	理事				
	県		監事	監事	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長									
平 戸	全 国			評議員		評議員				理事				評議員		評議員		評議員	
	九 州	理事	理事									理事	理事						
	県																		
松 浦	全 国		評議員		評議員			評議員					評議員		評議員				
	九 州								理事	理事						理事	理事		
	県																		
対 馬	全 国				評議員		理事			評議員※			評議員			評議員	理事		
	九 州													理事	理事				
	県								監事	監事									
壱 岐	全 国				評議員		評議員		理事				評議員					評議員	
	九 州									理事	理事								
	県																監事	監事	
五 島	全 国		理事			評議員		評議員※	評議員		評議員			理事			評議員		
	九 州			理事	理事							理事	理事						
	県			監事	監事	監事													
西 海	全 国	評議員		評議員		理事				評議員		評議員		評議員	評議員	理事		評議員	
	九 州							理事	理事										
	県										監事	監事							
雲 仙	全 国	評議員		理事				評議員	評議員		評議員			評議員	理事		評議員		
	九 州					理事	理事											理事	→
	県							監事											
南島原	全 国		評議員		理事		評議員				評議員	評議員・監事							
	九 州							理事	理事							理事	理事		
	県														監事	監事			

※長崎県市長会・全国市長会役員の任期は1年、九州市長会役員の任期は2年（R 4～R 5）

※推薦の目安：①就任経験のない市長、②前年度就任のない市長、③前回就任からの期間が長い市長、④その他(選挙等)を考慮

※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。

※平成26年度の全国市長会評議員については、推薦の目安等から南島原市長を予定していたが、急遽、市長職に就任されたことから対馬市長が就任。

全 国 市 長 会 役 員

1 副会長

- (1) 九州支部から1名推薦
(2) 任期1年

(全国市長会副会長推薦経過)

年度 県名	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
福 岡	八女豊前								小郡							
大 分								大分								○
佐 賀							多久								小城	
熊 本						天草								阿蘇		
宮 崎					日向								都城			
長 崎				長崎								佐世保				
鹿児島			鹿児島								鹿児島					
沖 縄		那覇								南城						

2 理事

- (1) 九州支部から9名推薦（各県1名、福岡県のみ2名）
(2) 任期1年

(理事推薦経過)

年度 県名	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
長 崎																
佐世保																
島 原								○								
諫 早									○	○						
大 村					○										○	
平 戸							○									
松 浦																
対 馬				○										○		
壱 岐						○										
五 島											○					
西 海			○										○			
雲 仙	○											○				
南島原		○														

3 評議員

(1) 九州支部から25名推薦（本県基準により3名）

(2) 任期1年

（評議員推薦経過）

- ・ 1市 ～ 5市 1名
- ・ 6市 ～ 10市 2名
- ・ 11市～15市 3名
- ・ 15市～20市 4名
- ・ 21市～30市 5名

年度 県名	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
長 崎																
佐世保					○											
島 原	○		○			○						○		○		
諫 早				○			○									
大 村									○				○			
平 戸	○		○								○		○		○	
松 浦		○			○					○		○				
対 馬		○					○			○			○			
壱 岐		○		○						○					○	
五 島			○		※○	○		○						○		
西 海	○						○		○		○	○			○	
雲 仙					○	○		○			○			○		
南島原				○				○	○							

※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。

4 監事

(1) 九州支部から1名推薦（中国支部、四国支部、九州支部で持ち回り）

(2) 任期1年

（監事推薦経過）

	平成 4	平成 7	平成 10	平成 13	平成 16	平成 19	平成 22	平成 25	平成 28	平成 31	令和 4
北					豊前						
			唐津								武雄
	平戸								南島原		
							臼杵				
南								荒尾			
				小林							
		鹿屋								薩摩川内	
						石垣					

5 委員会への所属

全国市長会の理事及び評議員へ就任された市長は、4 委員会のうちのいずれかに所属される。

(1) 理事

- ① 各県における評議員が所属していない委員会を優先する。
- ② 各県において近年担当していない委員会を優先する。

(参考) 令和4年度長崎県の状況

行政委員会	
財政委員会	大村市
社会文教委員会	
経済委員会	

(2) 評議員

- ① 各委員会とも、昨年度所属のない県を優先する。
- ② 各県においては、近年所属回数の少ない委員会を優先する。

(参考) 令和4年度長崎県の状況

行政委員会	西海市
財政委員会	
社会文教委員会	壱岐市
経済委員会	平戸市

九 州 市 長 会 関 係 役 員

1 副会長・監事

(1) 副会長・監事（南北ブロック）各1名推薦

2 任期2年

※ 会則抜粋

第6条 2 会長、副会長及び監事は、総会において選挙するものとし、理事は各県2名とし、各県市長会の推薦による。

第7条 役員は2年とし、再選をさまたげない。但し、その終期は次の通常総会において後任者が就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。

（副会長・監事選出経過）

北ブロック

年度 県名	平6 ～ 平7	平8 ～ 平9	平10 ～ 平11	平12 ～ 平13	平14 ～ 平15	平16 ～ 平17	平18 ～ 平19	平20 ～ 平21	平22 ～ 平23	平24 ～ 平25	平26 ～ 平27	平28 ～ 平29	平30 ～ R元	R2 ～ R3	R4 ～ R5
福 岡	—	—	—	—	—	副会長 八女	監事 太宰府			副会長 春日 監事 田川				副会長 宮若 監事 柳川	
佐 賀	監事 鳥栖		副会長 佐賀 唐津	監事 佐賀			副会長 多久	監事 武雄			副会長 多久 監事 小城				副会長 小城 監事 伊万里
大 分	副会長 津久見	監事 杵築		副会長 津久見	監事 杵築 中津			副会長 大分				副会長 大分 監事 国東			
長 崎		副会長 長崎	監事 島原		副会長 長崎	監事 松浦 島原			副会長 長崎 監事 佐世保				副会長 佐世保 監事 壱岐		

※平成24～25年の監事は大分県選出予定であったが、会長所属県からは副会長、監事を選出しない慣例に従い福岡県から選出された。

南ブロック

年度 県名	平6 ～ 平7	平8 ～ 平9	平10 ～ 平11	平12 ～ 平13	平14 ～ 平15	平16 ～ 平17	平18 ～ 平19	平20 ～ 平21	平22 ～ 平23	平24 ～ 平25	平26 ～ 平27	平28 ～ 平29	平30 ～ R元	R2 ～ R3	R4 ～ R5
鹿児島			副会長 鹿児島				副会長 鹿児島	監事 霧島			副会長 鹿児島				副会長 南さつま 監事 薩摩川内
熊 本	副会長 熊本	監事 荒尾		監事 人吉	副会長 熊本	監事 玉名 荒尾			副会長 多久	監事 上天草			副会長 山鹿 監事 宇城		
宮 崎		副会長 都城	監事 西都			副会長 小林	監事 西都			副会長 日南	監事 えびの			副会長 串間 監事 延岡	
沖 縄	監事		副会長 那覇	副会長 那覇	監事 宣野湾 平良			副会長 沖縄	監事 名護		副会長 南城	副会長 南城 監事 宜野湾			

2 理事

(1) 理事 16 名（各県から 2 名ずつ推薦）

(2) 任期 2 年

（理事選出経過）

在 座 県 名	平 6 ～ 平 7	平 8 ～ 平 9	平 10 ～ 平 11	平 12 ～ 平 13	平 14 ～ 平 15	平 16 ～ 平 17	平 18 ～ 平 19	平 20 ～ 平 21	平 22 ～ 平 23	平 24 ～ 平 25	平 26 ～ 平 27	平 28 ～ 平 29	平 30 ～ R 元	R 2 ～ R 3	R 4 ～ R 5
長 崎															
佐世保			○			○		○							
島 原	○				○		○								
諫 早				○					○						○
大 村	○			○		○							○		
平 戸		○			○		○					○			
松 浦		○									○			○	
対 馬													○		
壱 岐											○				
五 島			○					○				○			
西 海										○					
雲 仙									○						○
南島原										○				○	

(2) 令和5年度長崎県関係国会議員との意見交換会について

1 日時

令和5年6月6日(火)で調整中

- ・例年、全国市長会総会等の日程に合わせて開催。
- ・会議終了後の懇親会については、後日、会長等と協議のうえ決定する

2 場所

砂防会館別館3階 立山会議室（東京都千代田区平河町2-7-4）

3 議題

重点項目などから、後日、会長等と協議のうえ決定する。

(参考1) 令和4年度の意見交換会の議題

- (1) 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について
- (2) 高速道路網等の整備促進について
- (3) 子ども福祉医療費制度の創設について

(参考2) 令和5年度 全国市長会総会等関連会議の開催予定

月 日	時間	会議名	出席対象市長
6月6日 (火)	11:00～12:00	理事・評議員合同会議	【現】役員等市長
	13:30～15:00	行政・財政・社会文教・経済の各委員会	【現】役員等市長
	15:30～17:00	市長フォーラム	全市長
6月7日 (水)	10:00～11:50	全国市長会議(通常総会)	全市長
	13:00～13:20	行政・財政・社会文教・経済の各委員会	【新】役員等市長

長崎県関係国会議員との意見交換会 開催状況

R5.3 市長会事務局作成

年度	開催日	開催場所	全国市長会総会等	出席者		議題(提言書の中から選定)
				国会議員	県内首長	
R4	5月31日(火) 16:00～17:00	全国町村議員会館 2階会議室	5/31 理事会,各分科会,フォーラム 6/1 総会,各委員会等	・自民5(加藤,谷川,北村, 金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・立憲民主2(山田,末次) ・×公明1(秋野)	12市長(西海 市副市長代 理出席)	①九州新幹線西九州ルートの着実な整備について(諫早市) ②道路整備の安定的財源確保及び道路網の整備について(島 原市) ③子ども福祉医療費制度の創設について(佐世保市)
R2 R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催見合せ					
R元	6月11日(火) 17:30～18:30	砂防会館別館3階 六甲会議室	6/11 理事会,各分科会,フォーラム 6/12 総会,各委員会等	・自民6(富岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・公明1(秋野)	13市長	①九州新幹線西九州ルートの整備について(大村市) ②現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(西海 市(佐世保市)) ③浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について (佐世保市) ④地方バス路線維持対策について(諫早市) ⑤地方における無電柱化事業の推進について(島原市)
H30	6月5日(火) 17:30～18:30	砂防会館別館3階 六甲会議室	6/5 理事会,各分科会,フォーラム 6/6 総会,各委員会等	・自民6(富岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・公明1(秋野)	11市長 (五島市長、 南島原市長 欠席)	①九州新幹線西九州ルートの整備について(諫早市) ②地域医療における医師確保対策等について(西海市) ③離島航路・離島航空路線の維持について(壱岐市) ④現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(対馬 市(佐世保市)) ⑤大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援 について(松浦市)
H29	6月5日(月) 16:00～17:00	都道府県会館 4階(401号会議 室)	6/6 理事会,各分科会,フォーラム 6/7 総会,各委員会等	○:7(富岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀,高木) ×:1(秋野)	13市長	①一般財源の総額確保等について(佐世保市) ②社会資本整備総合交付金の予算確保について(対馬市) ③大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政 支援について(島原市(松浦市)) ④九州新幹線西九州ルートの着実な整備について(諫早市) ⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について(大村市)
H28	5月25日(水) 15:30～17:00	都道府県会館 4階(401号会議 室)	全国市長会開催時には既に国会が終 了していたため、前倒しし会期中の5月 25日に開催 6/8 総会(10時～)	○:7(全員) ※途中参加 谷川、金子 途中離席 谷川、金子、高 木	12市長 (長崎市長欠 席)	①社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について ②九州新幹線西九州ルートの着実な整備について ③地方交付税の所要額確保について ④就農給付金制度の拡充について ⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について ⑥大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政 支援について

(3) 令和5年度市長行政研修について

1 市長行政研修先にかかる意向調査結果

調査実施時期	令和5年1月
回答市数	12市

Q1) 行政研修を行いたい内容について、希望する分野（複数選択可）

分野区分	回答市数
環境、脱炭素化等の分野	6市
移住、地方創生等の分野	4市
人材育成の分野	3市
D X、情報化等の分野	2市
地域組織、コミュニティ等の分野	2市
公共施設、インフラ等の分野	2市
保健、福祉、医療等の分野	1市
教育、文化振興等の分野	1市
防災・減災等の分野	1市
産業等の分野	1市
その他（新市長就任後に確認）	1市

Q2) 行政研修を行いたい自治体、機関、人物、催し等について

分野	希望先	理 由
人材育成	静岡県 浜松市	人材育成における取組について意見交換した経過がある
公共交通	岐阜県 岐阜市	公共交通における取組について意見交換した経過がある
公共交通	茨城県 境町	自動運転バスを公道で定時運行するという同町の取り組みは国内初であり、また同町は子育て支援の取り組みにも特徴がみられる。ぜひ視察に訪れたい。
農業	—	営農型太陽光発電に取り組んでいて実際に事業化できているところ（本県と同様の中山間地において）
まちづくり	—	空き家、空き地を活用し、人を集約してまちを整備するコンパクトシティ化事業の参考となるところ
マイナンバー、福祉	群馬県 前橋市	マイナンバーカードを使った行政サービスを実施しており、今後福祉サービスを行っていくうえで参考としたい

2 研修先及び研修時期について

本調査結果を踏まえ、会長等と協議のうえ決定することとする。

市長行政研修の実施状況(平成24年度から実施)

年度	日時	研修先・内容	出席者	行程など
令和4年度	R4.10.31(月) ～11.1(火)	福島県会津若松市 ◆「スマートシティ会津若松」の取組みについて 福島県会津地方振興局 ◆「会津DX日新館」の取組みについて	長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、杵岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長 ほか担当・随行者 合計27名 (12市長、13随行者等、2事務局)	【宿泊】会津若松ワシントンホテル 【行程】 往) (10:30集合) 東京駅～(新幹線)～郡山駅～(借上バス)～会津若松市 復) 会津若松市～(借上バス)～郡山駅～(新幹線)～東京駅(14:48着、解散)
令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施見合せ				
令和元年度	R元.10.16(水) ～17(木)	香川県小豆島町 ◆芸術文化によるまちづくり ・瀬戸内国際芸術祭視察 ・二十四の瞳映画村視察 香川県高松市 ◆ICT・データを活用した自治体行政等 ・スマートシティたかまつ ・保育所AI入所選考 ・高松市の防災	長崎市長、諫早市長、平戸市長、杵岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、対馬副市長 ほか担当・随行者 合計21名 (8市長、1副市長、10随行者等、2事務局)	【宿泊】ベイリゾートホテル小豆島 【行程】 ※前泊 往) 岡山駅～(借上バス)～新岡山港～(フェリー)～土庄港～(借上バス)～小豆島町～ホテル(17:30着) 復) 小豆島町～(借上バス)～土庄港～(フェリー)～高松港～(借上バス)～高松駅(13:20着、解散)
平成30年度	H30.7.12(木) ～13(金)	兵庫県朝来市 ◆住民参加のまちづくり、人財育成プロジェクト及びシティプロモーション戦略について ・まちづくり工房井筒屋現地視察 ・口銀谷銀山町ミュージアムセンター(浅田邸)現地視察 ・甲社宅(朝来市旧生野鉱山職員宿舎、志村斎記念館)現地視察 ・朝来市役所訪問及び視察 ・竹田地域の移住起業家の活躍の場等 現地視察	長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、松浦市長、杵岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、対馬市副市長 ほか担当・随行者 合計26名 (10市長、1副市長、13随行者等、2事務局)	【宿泊】豊岡スカイホテル 【行程】 ※前泊 往) 大阪(伊丹)空港～(8:50発 飛行機)～コウノトリ但馬空港～(借上バス)～朝来市～ホテル(17:30着) 復) 朝来市～(借上バス)～大阪(伊丹)空港～(飛行機)～長崎空港(18:40着)
平成29年度	H29.7.10(月) ～11(火)	島根県雲南市 ◆地域自主組織・コミュニティ協議会現地視察、雲南市役所訪問及び視察 ・入間コミュニティ協議会現地視察 ・波多コミュニティ協議会現地視察 ・新市庁舎建設 ・コミュニティナース 岡山県真庭市 ◆真庭市役所訪問及び視察 ・バイオマス産業都市構想について ・新市庁舎建設 ◆バイオマスツアー ・銘建工業㈱本社工場視察 ・真庭バイオマス集積基地第2工場視察 ・真庭バイオマス発電㈱視察	13市長 ほか担当及び随行者 合計28名 (10市長、13随行者等、2事務局)	【宿泊】ホテル上代 【行程】 ※前泊 往) 福岡空港～(8:05発 飛行機)～出雲空港～(借上バス)～雲南市～ホテル(17:25着) 復) 真庭市～(借上バス)～岡山駅～(新幹線)～博多駅～(JR)～長崎駅(20:57着)
平成28年度		台風18号接近のため中止		

年度	日時	研修先・内容	出席者	行程など
平成27年度	H27.10.5(月) ～6(火)	群馬県富岡市 ◆世界遺産登録前後の取組み ～「富岡製紙場と絹産業遺産群」(H26世界遺産)～ ・周辺自治体や関係団体等との連携 ・環境整備状況(施設、道路、研修、体制 など) 石川県金沢市 ◆新幹線開通に伴うまちづくり ～北陸新幹線 ◆近代化と歴史文化が融合したまちづくり ・旧町名を貴重な歴史的文化遺産として捉え復活、まちなか歩行回廊の整備 ・歴史的建造物の修復→「金沢職人大学校の創設」(伝統技術職人養成) ◆「学生のまち」としての取組み ～「学生のまち推進条例」(H22年全国初) など	佐世保市長、島原市長、諫早市長、平戸市長、対馬市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、松浦市副市長、五島市副市長、南島原市副市長 ほか担当及び随行者 合計22名 (8市長、3副市長、9随行者、2事務局)	【宿泊】金沢都ホテル 【行程】 ※前泊 往) 【7:30集合】品川駅(バス)～富岡製糸場(バス)～高崎駅(新幹線)～金沢駅着(16:13) 復) 金沢市内(バス)→小松空港～(17:20発 飛行機)～福岡空港(18:40着)【解散】
平成26年度	H26.11.4(火) ～5(水)	島根県隠岐諸島 ◆海士町(山内町長講演、現地視察、懇親会) 「離島発!地域再生への挑戦」の取組み ・島まるごとブランド化、CAS ・高校魅力化プロジェクト ・産業振興(海藻センター、隠岐ファーム) など ◆隠岐の島町 ・隠岐世界ジオパークとしての取組み ・学校教育、生涯学習、ガイド養成、環境保護 など ・国境離島としての取組み	長崎市長、佐世保市長、諫早市長、平戸市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、島原市副市長、対馬市副市長 ほか随行者 合計22名 (8市長、2副市長、10随行者、2事務局)	【宿泊】海士町「マリンポートホテル海士」 【行程】 往) 長崎空港～(9:45発 飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～隠岐空港～(借上バス)～西郷港～(チャーター船)～菱浦港～(ホテルバス)～ホテル(15時着) 復) 菱浦港～(高速船)～西郷港～(借上バス)～隠岐空港～(飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～長崎空港(18:40着)
平成25年度	H25.10.2(水) ～3(木)	長野県飯田市 ① 飯田市長の講演「『ニッポンの日本』をデザインする南信州・飯田の戦略的地域づくり」 ② ラウンドアバウトに関する取組み ③ 環境モデル都市(屋根貸しによる太陽光発電) ④ 地域自治(公民館とまちづくり委員会)	長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、対馬市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市副市長 ほか担当・随行者 合計21名 (8市長、1副市長、10随行者、2事務局)	【宿泊】飯田市「ホテルニューシルク」 【行程】 往) 福岡空港～(12:05発 飛行機)～中部国際空港～(借上バス)～飯田市(16時着) 復) 飯田市～(借上バス)～中部国際空港～(飛行機)～福岡空港(17:50着)
平成24年度	H25.1.28(火) ～29(水)	① 香川県JR四国多度津工場 ・フリーゲージトレイン視察(多度津駅～坂出駅 FGT試乗) ② 高松市役所、高松丸亀商店街 ・中心市街地活性化基本計画 ・まちなか再生 ③ JR九州本社(意見交換) ・新幹線をつかったまちづくり ・FGTの実用化に向けた取組み ・鉄道を つかった観光促進の方策	長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、西海市長、大村市副市長 ほか担当・随行者 合計15名 (5市長、1副市長、7随行者、2事務局)	【宿泊】高松市「高松東急イン」 【行程】 往) JR博多駅～(12時発 新幹線)～岡山駅～(特急)～多度津駅～(FGT試乗)～坂出駅～(FGT試乗)～多度津駅～(特急)～高松駅(18時着) 復) 高松駅～(特急)～岡山駅～(新幹線)～博多駅(14:39着) JRとの意見交換後、16:30解散

* * *